

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月31日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第39号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
目次	目次																						
第1章～第3章（略）	第1章～第3章（略）																						
第4章 出先機関	第4章 出先機関																						
第1節～第2節（略）	第1節～第2節（略）																						
第3節 文化・観光部関係出先機関	第3節 文化・観光部関係出先機関																						
第1款 <u>静岡県立美術館</u> （第19条）	第1款 <u>県立美術館</u> （第19条）																						
第2款（略）	第2款（略）																						
第3款 <u>静岡空港管理事務所</u> （第19条の3）	第3款 <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> （第19条の3）																						
第4節～第6節（略）	第4節～第6節（略）																						
第5章・第6章（略）	第5章・第6章（略）																						
附則	附則																						
（局、課等）	（局、課等）																						
<b>第10条</b> 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課並びに総務監、経理監及び政策監を置く。	<b>第10条</b> 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課並びに総務監、経理監及び政策監を置く。																						
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）																						
(5) 文化・観光部	(5) 文化・観光部																						
<table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課等</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>文化局</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td>富士山世界遺産課</td></tr><tr><td></td><td>世界遺産センター整備課</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></tbody></table>	局	課等	（略）		文化局	（略）		富士山世界遺産課		世界遺産センター整備課	（略）		<table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課等</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>文化局</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td>富士山世界遺産課</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></tbody></table>	局	課等	（略）		文化局	（略）		富士山世界遺産課	（略）	
局	課等																						
（略）																							
文化局	（略）																						
	富士山世界遺産課																						
	世界遺産センター整備課																						
（略）																							
局	課等																						
（略）																							
文化局	（略）																						
	富士山世界遺産課																						
（略）																							
(6)～(8)（略）	(6)～(8)（略）																						

2 (略)

(課等の所掌事務)

**第12条** 第10条に規定する局及び課並びに総務監、経理監及び政策監の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 文化・観光部

局	課等	所掌事務
(略)		
文化局	(略)	
	富士山世界遺産課	(1)～(3) (略)
	<u>世界遺産センター整備課</u>	(1) <u>富士山世界遺産センター(仮称)の整備に関すること。</u>
(略)		

(6)～(8) (略)

2・3 (略)

**第19条の2** (略)

**第3款** 静岡空港管理事務所

2 (略)

(課等の所掌事務)

**第12条** 第10条に規定する局及び課並びに総務監、経理監及び政策監の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 文化・観光部

局	課等	所掌事務
(略)		
文化局	(略)	
	富士山世界遺産課	(1)～(3) (略) (4) <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所に関すること。</u>
(略)		

(6)～(8) (略)

2・3 (略)

**第19条の2** (略)

**第3款** 富士山世界遺産センター開設準備事務所

**第19条の3** 静岡県富士山世界遺産センターの開設の準備に関する事務を処理するため、静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所(以下「富士山世界遺産センター開設準備事務所」という。)を富士宮市宮町に置く。

2 富士山世界遺産センター開設準備事務所に、次の課を置く。

企画総務課

学芸課

**第4款** 静岡空港管理事務所

**第19条の3** (略)

(出先機関の副所長等)

**第71条** 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関等	職務
(略)		
教授	地球環境史ミュージアム	(略)
(略)		
准教授	地球環境史ミュージアム	(略)
(略)		
主任研究員	必要と認める試験研究機関及び茶の都ミュージアム	(略)
(略)		

**第19条の4** (略)

(出先機関の副所長等)

**第71条** 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関等	職務
(略)		
教授	地球環境史ミュージアム及び富士山世界遺産センター開設準備事務所	(略)
(略)		
准教授	地球環境史ミュージアム及び富士山世界遺産センター開設準備事務所	(略)
(略)		
主任研究員	必要と認める試験研究機関、富士山世界遺産センター開設準備事務所及び茶の都ミュージアム	(略)
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(静岡県財務規則の一部改正)

2 静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第5 (略)		別表第5 (略)	
出納室	担当かい名	出納室	担当かい名

名	
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特

名	
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、 <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> 、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、御殿場特別支

	別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署
(略)	

	援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署
(略)	

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所
(略)	

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、 <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> 、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。